

日本腸管リハビリテーション・小腸移植研究会会則

第1章 名称および事務局

第1条

本会は日本腸管リハビリテーション・小腸移植研究会（The Japan Intestinal Rehabilitation and Transplant Association）と称する。

第2条

本会は事務局を設置する。

第2章 目的および事業

第3条

本会は腸管リハビリテーションおよび小腸移植に関する研究の向上をはかり、その臨床応用の普及を目的とする。

第4条

本会は前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 年1回以上の学術集会の開催
- (2) 国内外の関連学会、特に日本移植学会との連絡を保つ。
- (3) その他の前条の目的を達するための事業をとり行う。

第3章 会員

第5条

本会の会員は前条（第3条）の目的に賛同する施設（施設会員）、個人（個人会員）、名誉会員、特別会員および賛助会員とする。

第6条

施設会員は大学並びに研究機関に準ずる施設の教室あるいは部門を1単位とし、世話人会の推薦を得て決定する。施設会員はその代表者を1名定め、施設代表者として登録しなければならない。

第7条

個人会員は本会の目的に賛同する医師、ならびに世話人会の推薦を得た医学研究者とする。

第8条

名誉会員は本会の会長、当番世話人経験者、あるいは本会に特に功労のあった者とし、世話人会の議を経て、会長が推薦する。

第9条

特別会員は本会の世話人経験者、あるいは本会ならびに本学問領域に

特に功績のあった者とし、世話人会の議を経て会長が推薦する。

第 10 条

賛助会員は本会の目的・事業に賛同し、本会の発展に協力を希望する個人あるいは団体とし、世話人会の議を経て、会長が推薦する。

第 11 条

会員のその他の資格、権利、義務、入退会などは別に定める規則による。

第 4 章 役 員

第 12 条

本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 世話人 若干名
- (3) 当番世話人 1名
- (4) 監事 若干名
- (5) 幹事 若干名

第 13 条

会長

- (1) 会の代表者として会長を置く。
- (2) 会長は世話人の互選によって定められ、会務を統括する。
- (3) 任期は2年とし、その再任は妨げない。

第 14 条

世話人

- (1) 本会に若干名の世話人をおく。
- (2) 世話人は施設代表者より世話人会において推薦され、会長がこれを委嘱する。
- (3) 世話人は世話人会を構成し、本会の運営を議し、会務を遂行する。
- (4) 世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 15 条

当番世話人

- (1) 当番世話人は、その年度の学術集会の会務を統括し、学術集会および世話人会を開催する。
- (2) 当番世話人は世話人会の議を経て、世話人の中から選出され、会長がこれを委嘱する。
- (3) 当番世話人の任期は前学術集会の終了翌日から当該学術集会終了日までの1年とし、再任はできない。

第 16 条

監事

- (1) 本会には若干名の監事を置く。
- (2) 監事は会計監査、その他の会務の監査にあたる。
- (3) 監事は世話人会において世話人の中から推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (4) 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第17条

幹事

- (1) 本会には若干名の幹事を置く。
- (2) 幹事は、会員の中より世話人会で推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (3) 幹事は世話人会の議に参加し、会務の執行を補佐する。
- (4) 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第18条

各種委員会

世話人会は、必要に応じて委員会を設置もしくは解散出来る。

第5章 会 議

第19条

世話人会

- (1) 世話人会は年1回開催する。ただし会長が必要と認めた場合は臨時世話人会を招集することができる。
- (2) 世話人会の成立には世話人数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面または委任状によってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- (3) 世話人会の議長は当該年の当番世話人とし、議事録の作成にもあたる。

第20条

学術集会

- (1) 本会は原則として年1回の学術集会を開催する。
- (2) 学術集会の運営に関する細目は、当番世話人が世話人会に諮り決定する。
- (3) 本会は腸管リハビリテーションおよび小腸移植に関わる基礎的研究を発展させるため、優秀な研究発表に対して奨励賞を授与する。
- (4) 学術集会において「総会」を開催し、世話人会での決議事項について会長が報告を行う。

第6章 会 計

第 21 条

会計

- (1) 本会の事業遂行に要する経費は、会費、補助金、寄付金その他をもってこれにあたる。
- (2) 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
- (3) 収支決算あるいは次年度の予算案は会長が作成し、監査を受けた後、世話人会において、会長がこれを報告し、承認を得ねばならない。

第 7 章 会則の変更

第 22 条

会則の変更

- (1) 本会則は、世話人会の議を経て決定され、会員の承認を得なければならぬ。

附則

第 1 条 本会則は平成 21 年 3 月 6 日より施行する。

第 2 条 本会則は平成 28 年 4 月 1 日に改正する。

第 3 条 本会則は平成 31 年 4 月 10 日に改正する。

第 4 条 本会則は令和元年 9 月 20 日に改正する。

第 5 条 本会則は令和 3 年 3 月 12 日に改正する。